

# 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業

## 重要事項説明書

## 利用契約書

大在地域包括支援センター

# 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所の名称	大在地域包括支援センター
所在地	大分市大在中央1丁目4番13号B
管理者の氏名	河野利文
電話番号	097-528-9295
FAX番号	097-528-9296
事業所指定番号	4400100337
サービスを提供する地域	大在圏域

## 2. 事業所の職員体制及び業務内容

職種	職員数
管理者	1名
主任介護支援専門員	1名以上
保健師(等)	1名以上
社会福祉士(等)	1名以上

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
営業をしない日	日曜日・国民の祝日及び 8月13日～15日・12月29日～1月3日

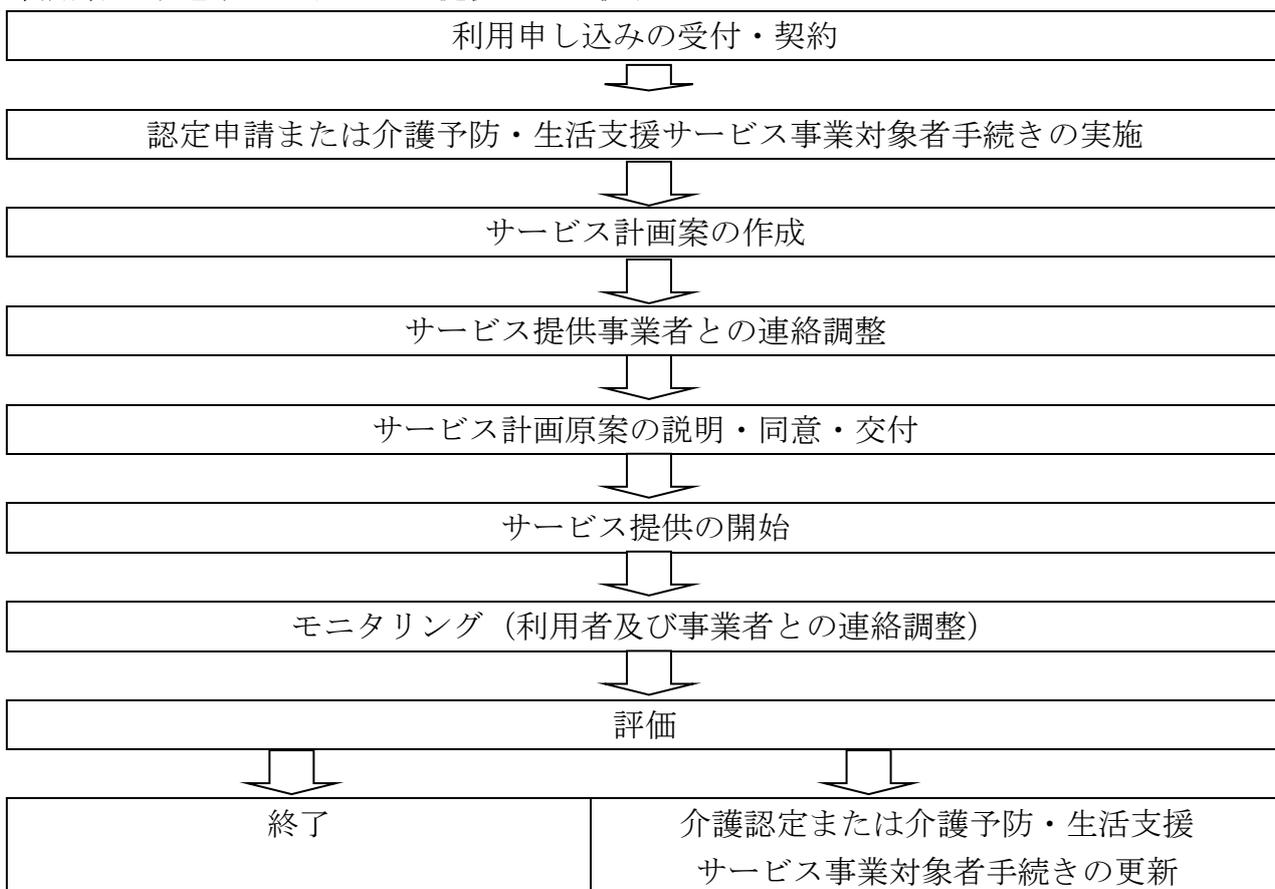
上記営業時間外、及び休業日の連絡は代表電話(097-528-9295)からの転送にて対応いたします。

## 4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント(以下「サービス計画」という。)を作成するとともに、サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護サービス及び保健医療サービスが、多様な事

	<p>業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。</p> <p>(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立におこないます。</p> <p>(4) 市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。</p>
--	---

## 5.利用者の申込みからサービス提供までの流れ



※サービス計画の作成にあたっては、利用者から担当職員に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 6.要支援認定の申請等に係る援助

利用者の意向に基づき、要支援認定等に係る申請に対して必要な支援を行います。

## 7.利用料金および利用者負担

サービス計画等の作成（ケアマネジメント業務）については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納があった場合は、厚生労働大臣が定める基準による金額を自己負担していただく場合があります。

## 8. 緊急時、事故発生時の対応

利用者の身体状況が急変、あるいは事故が発生した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族、必要時には市町村などへの連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 秘密の保持（個人情報保護）

(1) 事業所は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も有効です。また、事業所職員が職員でなくなった後においても、同様です。

(2) 事業所は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する個人情報を使用しません。

## 10. 人権擁護、高齢者虐待防止について

(1) 高齢者虐待を防止するため、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。

(2) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(3) 人権擁護・高齢者虐待防止に関する責任者

大在地域包括支援センター センター長 河野利文

## 11. 相談、サービス内容に関する苦情、虐待等対応窓口

サービスに関する相談や苦情等については下記の窓口にて対応いたします。

大在地域包括支援センター

(電話) 097-528-9295

(FAX) 097-528-9296

(苦情受付担当者) 管理者 河野利文

なお、下記の公的機関においても苦情申出等ができます。

大分市役所 長寿福祉課	所在地 電 話	大分市荷揚町 2 番 31 号 097-534-6111
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地 電 話	大分市大手町 2 丁目 3-12-5F 097-534-8470
大分県社会福祉協議会	所在地 電 話	大分市大津町 2 - 1 - 4 1 097-558-0300

# 介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業利用契約書

利用者 (以下「甲」という。) と大在地域包括支援センター (以下「乙」という。) は、乙が甲に提供する介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、「介護予防及び総合事業」という。) について、次のとおり契約を締結します。

## 第1条 (契約の目的)

乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント (以下「サービス計画」という。) を作成し、かつ、介護予防支援及び総合事業サービスの提供が確保されるようサービス事業者等、関連機関との連絡調整などを行います。

## 第2条 (契約期間)

この契約の期間は、令和 年 月 日から要支援認定または事業対象者の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援認定・区分の変更及び事業対象者確認申請を受け、認定または事業対象者の有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日までとします。また、上記契約期間満了日の30日前までに甲から契約終了の申出がないときは、この契約は次の認定 (要支援) または事業対象者の有効期間の満了日まで自動更新することとし、以後も同様とします。

## 第3条 (サービス計画の作成)

乙は、介護保険法に定める介護支援専門員等を担当者 (以下、担当者という) として指定し、サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。担当者は、サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を順守します。

- ① 甲の居宅を訪問し、甲および家族と面接し、解決すべき課題の把握に努めます。
- ② サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正かつ適正に甲またはその家族に対して提供し、甲にサービスの選択を求めるものとします。
- ③ 提供されるサービスの目標、目標の達成時期、サービス提供上の留意点を明記したサービス計画の原案を作成することとします。
- ④ 上記原案に位置づけたサービス等について、介護予防支援及び総合事業の対象となるか否かを決定したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、甲から文書による同意を受けます。
- ⑤ 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。
- ⑥ その他、甲及び家族の希望をできる限り尊重します。

#### 第4条（サービス計画作成後の援助）

担当者は、サービス計画の作成後において、次の各号に定める事項を順守します。

- ① サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② サービス計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、サービス計画の達成状況について評価します。
- ③ 甲及び甲の家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 甲の意向を踏まえ、必要に応じて要介護認定等の援助を行います。

#### 第5条（業務の委託）

1 乙は、甲の同意を得たうえで、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定により指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

2 甲は、前項の規定に基づいて委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

#### 第6条（サービス計画の費用）

1 サービス提供に係る費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、乙が受領（法定代理受領）する場合は、甲の自己負担はありません。

2 前項の規定に関わらず、甲の介護保険料の滞納などにより、乙が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援及び総合事業に要した費用について、甲は厚生労働大臣が定める額を負担します。

3 前項の場合において、乙は当該指定介護予防支援及び総合事業に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を甲に交付します。

#### 第7条（契約の満了）

次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 甲が死亡したとき
- ② 第8条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- ③ 第9条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- ④ 甲が介護保険施設等へ入所した場合
- ⑤ 甲が介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を希望し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者として登録された場合
- ⑥ 甲が要介護（介護1～5）認定を受けたとき
- ⑦ 甲が乙の担当圏域外へ住所を移動した場合

#### 第8条（甲の解約権）

1 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、1カ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- ① 乙が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を順守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 乙が第 11 条に定める秘密保持に違反したとき
- ③ 乙が事業を継続する見通しが困難になった場合
- ④ 乙が故意又は過失により甲及び甲の家族の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合

## 第 9 条（乙の解除権）

1 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、7 日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

## 第 10 条（損害賠償）

1 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲、甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

## 第 11 条（秘密保持）

1 乙および乙の職員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 乙は、甲または甲の家族に関する個人情報を用いる場合、甲または甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いません。

4 乙は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、介護予防支援及び総合事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、甲又は甲の家族に関する秘密保持について必要な措置を講じます。

## 第 12 条（記録の整備、閲覧）

1 乙は、甲に対するサービスの提供に際して作成した記録、書類を完結の日より 5 年間保存します。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも、保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写費を請求することがあります。

## 第 13 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及

び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

本契約を証するため、甲、乙は署名または記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、甲、乙各 1 通保有します。

令和 年 月 日

<b>【 甲・サービス利用者 】</b>	
私は、重要事項の説明を受け、この契約書に基づく介護予防支援及び総合事業の利用を申し込みます。	
住 所	
氏 名	印
電 話	
<b>【 署名代行者 】</b>	
住 所	
氏 名	印
電 話	
続 柄	
署名代行の理由	

<b>【 乙・介護予防支援事業者 】</b>	
私は、重要事項の説明を行い、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって行います。	
住 所	〒870-0251 大分県大分市大在中央 1 丁目 4 番 13 号 B
事業者名	大在地域包括支援センター
代表者	理事長 宮 崎 典 子 印
電 話	0 9 7 - 5 2 8 - 9 2 9 5
FAX	0 9 7 - 5 2 8 - 9 2 9 6
介護保険事業所番号	4470100337 号
	説明者